

問Ⅸ—⑦（墓地の管理）

墓地を管理するのが与えられた使命である法人ですが、墓地管理は公益目的の事業と考えてよいでしょうか。

答

- 1 墓地管理については、「公益目的事業のチェックポイント」の事業区分にはありませんので、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであるかの事実認定については「2 上記の事業区分に該当しない事業についてチェックすべき点」を用いていただくことになり、その際、例えば、墓地使用の機会が一般に開かれているか（当該墓地の使用について宗派その他で差別を設けていないなど）等を説明していただくことになります。
  
- 2 墓地管理に伴って様々な事業を行っている場合、収益事業等については公益目的事業とは明確に区分の上、地代等を含む費用面でみて公益目的事業比率が50/100以上となっている必要がありますので、ご注意ください。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問Ⅷ-1-①、事業のまとめ方については、問Ⅷ-2-②をご参照ください。

（参照条文）

公益法人認定法第2条第4号

公益法人認定法第5条第8号

公益法人認定法第15条、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）P40、P52、別紙